平成29年度　市民税・府民税　申告の手引き

〒 大阪市 市税事務所

大阪市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
個人市・府民税は、日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。
この手引きをご覧いただき、同封の市民税・府民税申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

申告書を提出する必要がある方

平成 29 年1月1日現在、大阪市内にお住まいの方で、平成 28 年中（平成 28 年1月1日～平成 28 年 12 月 31 日）に所得があった方のうち、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

① 営業等・不動産・配当による収入（所得）や、その他の収入（所得）があった場合　※各種所得の詳細は裏面をご覧ください。
平成 28 年中に、次の収入（所得）などがあった場合は申告が必要です。

収入（所得）の例
- ●個人事業による契約報酬や、事業でない程度の原稿・作曲・デザイン等の報酬、講演料、FX による差益、インターネット広告料などがあった場合
- ●未公開株式の配当、大口株主が受ける上場株式等の配当（所得税の源泉徴収税率が 20.42%のもの）があった場合　※詳細は裏面をご覧ください。
- ●生命（損害）保険契約に基づく年金、一時金や満期返戻金があった場合
- ●国、地方公共団体（府・市）、その他の団体から手当や補助・給付金を受けた場合（非課税規定のあるものを除く）

② 会社等にお勤めで給与収入（所得）があった方で、次のいずれかに該当する場合　※パート・アルバイトの方を含みます。
- ●給与収入のほかに、上記①の各種所得があった場合（上記①の各種所得の合計額が 20 万円を超える場合は所得税等の確定申告が必要です。）
- ●平成 28 年中に会社等を退職された場合
- ●勤務先から大阪市に給与支払報告書が提出されていない場合（勤務先に提出状況をご確認ください。）
- ●医療費控除、寄附金税額控除などの控除を受ける場合

（注）勤務先で年末調整を受けておられない場合や、控除の追加により所得税等の還付を受ける場合は、確定（還付）申告が必要です。

③ 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合
- ●公的年金等収入のほかに、上記①の各種所得があった場合（上記①の各種所得の合計額が 20 万円を超える場合は所得税等の確定申告が必要です。）
- ●還付される所得税等がない場合など、個人市・府民税だけで医療費控除、生命・地震保険料控除、配偶者特別控除、寄附金税額控除などを申告する場合

（注）公的年金等の収入金額が 400 万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、所得税等の確定申告が不要です。
ただし、公的年金等から所得税等が源泉徴収されている方で、所得税等の還付を受ける場合は、確定（還付）申告が必要です。

《給与または公的年金等以外の所得が 20 万円以下の方は、所得税等の確定申告は不要ですが、個人市・府民税の申告は必要です。》

（注1）分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ（個人市民税担当）までお問い合わせください。
（注2）個人市・府民税の申告をされた方は、事業税の申告をする必要はありません。
（注3）申告がない場合は、後日、所得状況等の調査を行う場合があります。

申告書を提出する必要がない方

■所得税の確定申告書を提出された方
■給与収入（所得）のみで、勤務先から大阪市に給与支払報告書が提出されている方（勤務先に提出状況をご確認ください。）
■公的年金等収入（所得）のみで、その他に所得がない方（上記の③に該当する方は申告が必要です。）
■前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方（個人市・府民税が非課税となる方）
- ●扶養親族等（控除対象配偶者を含む）がいない場合 … 35 万円（給与収入の場合、年収 100 万円）
- ●扶養親族等（控除対象配偶者を含む）がいる場合 … 35 万円×（本人＋扶養親族等）の人数＋21 万円

お 願 い

平成 28 年中に所得がなかった方や個人市・府民税が非課税となる方でも、国民健康保険に加入されている場合や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて所得の申告が必要な場合、課税（所得）証明書が必要な場合などは、個人市・府民税の申告が必要です。
なお、申告の際には、申告書裏面下の「収入（所得）がなかった方の記載欄」にも必要事項を記入してください。

申告に必要なもの

① 市民税・府民税 申告書（申告書は、市税事務所にも用意しています。また、大阪市ホームページにも掲載しています。）
② 印鑑
③ 平成 28 年中の収入や必要経費などがわかるもの
- ●給与所得の**源泉徴収票**（コピー可）　※源泉徴収票がない場合は給与明細、支払証明書など
- ●公的年金等の源泉徴収票（コピー可）
- ●その他、所得金額の計算に必要な収入金額および必要経費がわかる書類など

④ 各種控除に必要な領収書、証明書など（平成 28 年中に支払ったもの）　※詳細は裏面をご覧ください。
- ●社会保険料控除 … 健康保険料等は領収書など、国民年金保険料・国民年金基金の掛金は控除証明書
- ●医療費控除 … 医療機関等の領収書　※あらかじめ、医療費を支払った日、受診者氏名、支払額、医療機関・薬局名を記入した一覧表を作成願います。
- ●生命保険料控除・地震保険料控除 … 保険会社等が発行する控除証明書
- ●障がい者控除 … 障がいの種別および等級（程度）のわかる各種手帳（コピー可）や、障がい者控除対象者認定書（各区保健福祉センター交付）など
- ●寄附金税額控除 … 寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証など

⑤ 個人番号の確認書類（個人番号を記入する場合のみ）
- ●個人番号カード（マイナンバーカード）
- ●または、通知カード（または個人番号が記載された住民票の写し）と顔写真付き証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳等）

その他の確認書類については、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ（個人市民税担当）までお問い合わせください。

申告書の提出先

平成 29 年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所（送付封筒右下に記載）へ郵送などにより提出してください。

※郵送で提出される場合は、同封の返信用封筒に切手を貼り、記入・押印した申告書と必要な書類（上記に記載の書類）を同封してお送りください。
なお、申告書の控えが必要な場合は、返信用の封筒（住所・氏名を記入して 82 円切手を貼ったもの）を同封してください。
（注）返信用の封筒が同封されていない場合や 82 円切手が貼られていない場合は、返送できませんのでご注意ください。

◎ホームページにて必要事項を入力し、印刷した市民税・府民税申告書を提出することもできます。
〈インターネットで検索〉 大阪市 市民税申告書 検索

記載例

申告書の書き方

住所・氏名等欄の記入

現住所、1 月 1 日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、勤務先を記入のうえ、押印してください。
個人番号欄が空白の場合は、個人番号（マイナンバー）を記入してください。なお、個人番号欄に「*」の表示がある場合は個人番号（マイナンバー）を記入する必要はありません。

公的年金等の収入があった方

公的年金等支払者（日本年金機構等）から送付された源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面右の「キ」に記入したうえで、申告の手引き裏面の公的年金等に係る雑所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額（他の雑所得がある場合はその所得も含めた合計額）を「⑦」に記入してください。
また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

給与の収入があった方

■給与所得の源泉徴収票をお持ちの方
源泉徴収票の内容を申告書の各項目に転記し、源泉徴収票（コピー可）を添付してください。
また、源泉徴収票に記載されたもの以外に、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

■給与所得の源泉徴収票がない方
申告書裏面「6 給与所得の内訳」に年収の明細・勤務先等を記入した後に、給与の合計額を申告書表面右の「カ」に記入したうえで、申告の手引き裏面の給与所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額を「⑥」に記入してください。
また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。

営業等・不動産・配当などの収入があった方

申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」または「8 配当所得に関する事項」に、所得の種類、収入金額、必要経費等を記入し、申告書表面右の「ア～オ」に収入金額を、「①～⑤」に所得金額を記入してください。
また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。
なお、専従者給与について申告をする場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」に、専従者の氏名等および専従者給与（控除）額を記入してください。
※各種所得内容の説明は申告の手引き裏面をご覧ください。
※所得金額の計算に必要な、収入・必要経費がわかる書類を添付（コピー可）してください。
（注）必要経費の対象は、所得を得るための租税公課・商品の原価等の費用であり、事業に関連しないもの（所得税、住民税、住宅用家賃など）は含みません。

一時的な収入・その他の収入があった方

申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」または「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費、所得金額等を記入し、申告書表面右の「ク～サ」に収入金額を、「⑦・⑧」に所得金額を記入してください。
また、対象となる控除等がある場合は、申告の手引き裏面を参考に各項目を記入してください。
※各種所得内容の説明は申告の手引き裏面をご覧ください。
※所得金額の計算に必要な、収入・必要経費がわかる書類を添付（コピー可）してください。

ご不明な点がありましたら、市税事務所（送付封筒右下に記載）までお問い合わせください。

（申告書 表面）

（申告書 裏面）